特定技能外国人に係る産地間連携について

令和5年5月

目　的

・県内農業分野で働く外国人材は年々増加傾向にあり、県農業を支えるパートナーとして大変重要な存在となっているが、雇用者においては、通年での農閑期の安定した賃金支払いのために農閑期の作業量の確保などが課題となっている。
・また、本県は平坦地から高冷地まで、それぞれの気候を活かした産地が広がっているが、農閑期の地域における作業確保が課題となる一方、同時期に繁忙期を迎える県内産地においては人材確保が課題となっている。
・そこで、繁忙期の異なる産地が連携し、人材を確保する取組みを支援することで、県内産地における外国人材の周年労働環境の充実や人手不足の解消を図る。

冬期

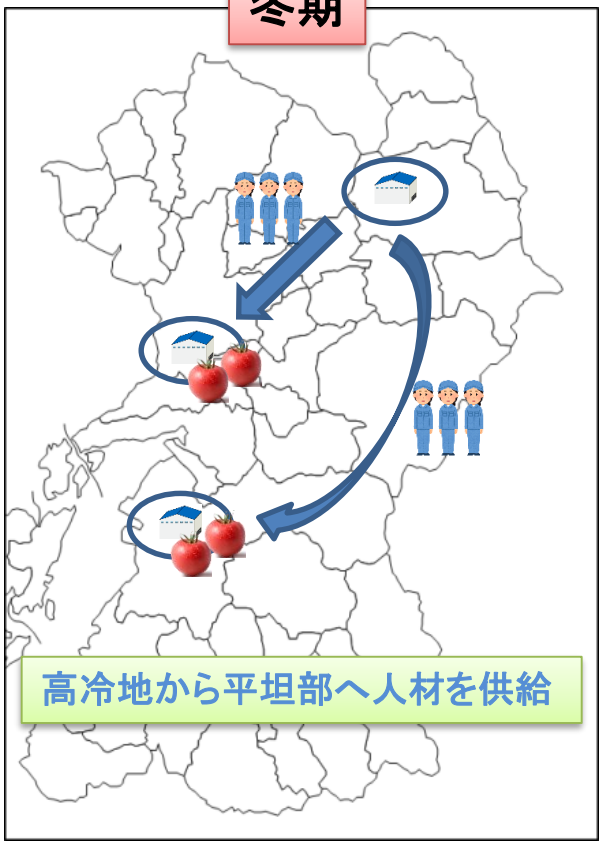

夏期

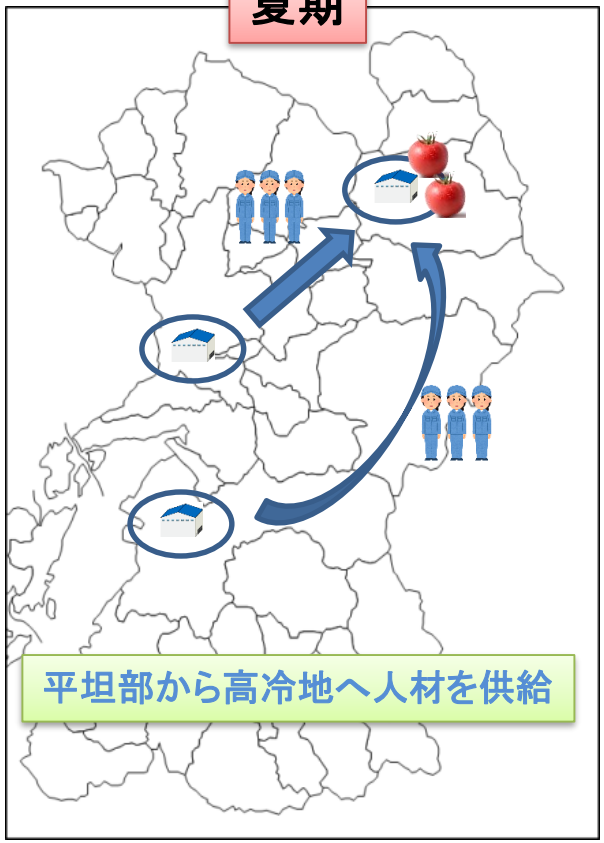

補助内容

1　産地間連携を行う特定技能外国人の居住施設確保に必要な経費
(1)居住施設の整備費
【補助率】2分の1以内
【上限】1地区300千円以内
1事業主体1回限り
(2)居住施設確保に係る宿舎の借上げ費用
【補助率】2分の1以内
【上限】1箇所100千円以内
外国人1人あたり30千円以内

2　産地間連携事業実施に必要な交通費等
【補助率】2分の1以内
【上限】1箇所150千円以内
外国人1人あたり50千円以内

3　日本語教育支援及び地域住民との交流に係る経費
【補助率】2分の1以内
【上限】1箇所100千円以内